

第 6 回

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

会 議 録

開 会 平成13年9月3日(月) 午後2時30分

閉 会 平成13年9月3日(月) 午後4時00分

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

第6回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録索引

事 件 番 号	会 議 事 件 名	頁 数
	開 会	1
	会長あいさつ	1
	顧問あいさつ	1～3
	小委員会報告	4
協 議 第 8 号	新市の事務所の位置(その1)について	4～5
協 議 第 4 1 号	下水道事業の取扱い(その2)について	5～8
協 議 第 4 2 号	国民健康保険事業(給付に関する)取扱いについて	8～10
協 議 第 4 3 号	地方税の取扱い(その2)について	10～17
協 議 第 4 4 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	17～20
協 議 第 4 5 号	特別職等の身分の取扱いについて	20～24
協 議 第 4 6 号	第7回合併協議会日程について	24
	第6回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併 協議会会議録署名	24
	その他	24～26
	閉 会	26

第6回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録

召集年月日	平成13年9月3日(月)					
召集の場所	能美町農村環境改善センター 多目的ホール					
開会日時及び宣告	平成13年9月3日(月)午後2時30分	議長	平口	武		
会議録署名委員	濱谷 一 眞		浜西 浩 仁			
委 員 出席 37名 欠席 4名	委 員 氏 名		出欠	委 員 氏 名		出欠
	会 長	平 口 武		委 員	山 中 孝 博	
	副会長	平 木 重 巳		委 員	西 中 克 弘	
	副会長	大 津 克 彦		委 員	竹 内 成 明	
	副会長	谷 本 英 一		委 員	辻 井 知 明	
	委 員	道 口 昭 信		委 員	濱 谷 一 眞	
	委 員	伊 藤 富 美 雄		委 員	倉 田 政 子	
	委 員	才 野 久 男		委 員	丸 上 達 三	
	委 員	牛 尾 芳 貞		委 員	江 口 昭 三	
	委 員	向 井 忠		委 員	梅 比 良 修	
	委 員	中 下 雅 敏		委 員	田 中 達 美	
	委 員	上 松 利 枝		委 員	平 田 昌 興	
	委 員	橘 隆 信		委 員	佐 々 木 敏 之	
	委 員	津 田 紘 吏		委 員	浜 西 浩 仁	
	委 員	加 藤 軍 一		委 員	万 治 千 代 子	
	委 員	鎌 田 哲 彰		委 員	村 上 浩 司	
	委 員	小 西 俊 明		委 員	青 木 早 苗	
	委 員	平 岡 透		委 員	澤 裕 幸	
	委 員	上 空 雄 二		委 員	上 田 武 弘	
	委 員	丸 新 マサエ		委 員	林 岩 雄	
	委 員	木 葉 登 喜 夫		委 員	原 田 繁 一	
委 員	川 野 保					

顧問 オブザーバー	顧問氏名		出欠	オブザーバー氏名		出欠
	顧問	城戸常太	/	オブザーバー	佐原捷三	
	顧問	山田利明	/	オブザーバー	増井忠男	
	顧問	面迫幸雄	/	オブザーバー	松井晃	
	顧問	河原実俊	/	オブザーバー	浜岡禮三	
	顧問	安井耕造	/			
	顧問	沖井修	/			
	顧問	廣津忠雄	/			
合併協議会 事務局	事務局長	出口泰弘	班員	横手幸三		
	事務局次長	藤川洋一	班員	島津慎二		
	班員	平井和則	班員	前田憲浩		
	班員	土手三生	班員	猪垣英治		
	班員	峰崎竜昌				
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 顧問あいさつ

4 議題

(1) 協議事項

(2) 会議録署名委員の指名

(3) その他

5 閉 会

会議の経過

前 田 班 員	<p>皆様方にはお忙しい中、本日の会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ご案内の時刻となりましたので、只今より第6回「江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議は、次第に沿って進行させていただきます。それでは開会にあたりまして、平口会長にご挨拶をいただきたいと思います。それでは、合併協議会会長平口武様よろしく願いいたします。</p>
平 口 会 長	<p>一言、ご挨拶申し上げたいと存じます。委員の皆様におかれましては、大変ご多用の中を、このように熱心にお集まりをいただきまして誠にありがたく存ずるしだいでございます。この会も回を重ねること6回とあいなったわけでございます。まだまだ、山積する事項もございますけれども、どうかひとつ住民の幸せのために真摯なご討議をいただきまして、本当に良かったと言われる合併が成就できますようにご協力をお願い申し上げたいと存ずるしだいでございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
前 田 班 員	<p>次に、顧問にご就任いただいております、広島県議会議員の沖井修様にご挨拶を頂戴いたします。それでは、沖井修様よろしく願いいたします。</p>
沖 井 顧 問	<p>一言、ご挨拶申し上げます。今日は第6回の協議会が能美町におかれまして、能美町からも傍聴の方もお見えでございます。非常に良かったなと思っております。ところで、これまで協議会委員の皆様方の大変なご尽力によりまして、数十項目可決されたのですが、これから、大変な課題が残っているわけでございます。ある意味で、大事なそしてまた非常に利害を伴う困難な問題、そして、色々な考え方がある問題を集約していかなければなりません。胸突き八丁かなというような思いがいたしております。と申しますのも、一昨日ある所で、新しい市の名前のステッカーを拝見させていただきました。こういう事もあるのかな、かつては江能市というような名前も言われたし、そしてまた、このたびのステッカー。今日も新聞のチラシへおそらく四町に出ているのではないかと思いますけれども、南広島市を提起するとような事が載っております、これは、かな</p>

り色々世論が沸きあがっていると思ったわけでございます。私の私見は、これまであまり述べさせていないのですけれど、聞いていただければと思います。合併問題はきるところ住民の皆さん方が決する事でございますけれども、新市のネーミングは、色々な考え方があると思います。粹な例を出しますけれども、廿日市市が今合併を進めておりまして、人口は廿日市市だけで7万あるわけでございますけれども、宮島町は3千の人口でございまして、宮島町が入ってきてくれて、そして、宮島市の名前にしようではないかというような話もあるぐらいでございまして、名前の付け方というのは本当に色々な考え方があるべきでございまして、南だから南広島市でも一つの論でございまして、私の思いを言いますと、その地域の文化なり伝統そういったものを大事にして名前をつけるという事も私は貴重なその地域の考えであろうかと思っております。ずばり申し上げましてこの四町の中では、海軍兵学校があった江田島という地域は全国でも名のとどろいた名前もございまして、そしてまた、今、国の術科学校があり、幹部候補生学校があり、海上自衛隊の幹部は兵学校の出身者ということもございまして、そしてまた、参考館へ行きますと世界の海戦史上ではネルソンと東郷元帥というのが、二大提督という歴史もございまして、ましてや近頃、知覧という鹿児島にある特攻隊、あの映画は皆様方に是非推奨しておきますけれども、そういったものも思いなおされておきまして、兵学校の中には特攻隊で突っ込んでいく、若き海軍将校の歴史もございまして、そういった歴史なり、そしてこれまで築いてきた文化遺産と言えるのではなからうかと思っております。そういった角度からも考える事が大事でしょうし、そして、各町では自分の住んだ町こそ市の名前にしてもらいたいという気持ちはございまして、四町が一体になってこれから新しい世紀の中で立ち上がっていくのに、大同団結と言いましょか、小異を捨てて大同につくという事も大事でしょうし、まず、第一にお互いの地域のうち地域ごとに立場を尊重しあうそういう事が、大事な作業ではないかなと思っております。これから論議されるところでございまして、参考にさせていただければ、私は、そういう思いで一言皆様方に提言申し上げておきたいと思っております。そして、今一つ申し上げますと、この月曜日に広島県の副知事をやっております、自治省の市町村課長をやっておられました久保さんのところへ、この四町は3万2千の人口しかないけれども4万を3万にしてくれないかという陳情をしまして、そのように国会

に働きかけて実現した経緯もあるわけでございまして、近況報告方々、そしてまた今度新しい市を作った場合には、是非格段のお力添えなり、ご指導いただきたいと意味合いで会って、帰ったばかりでございます。そうしますとネーミングも活発に論議されまして、これから、大いに論議して結構ですけれども、我々のこの広島湾に浮かんだそして、日本のみならず一つの歴史の記録、記念碑がある名前もまんざらではないのかなと思っております。この四町の場合は一町が欠けても市制は無理でございますし、四町がどうか一つ新しい時代に、どのようになっていくかということを色々勉強していただきまして、発展する方向に尽力していただきたいと思っております。そして、総務省で聞いたのですけれど4～5年のうちにおそらく、今の地方交付税は半分ぐらいに落ちる形になるであろう。そして、また、合併をすることによって新聞にも載っておりますけれども、道路なりトンネルなり橋梁なり、そうしたハードな面、いうなら地域づくりの地方づくりのために必要な予算については、聖域なき構造改革以外に推し進めていくのだという方向にあるわけでございまして、ある意味で我々はその時代を乗り越えていかなければならない責任が町民にとって、また地域にとってあるのではなかろうかと思いを深めているところでございます。私はできるだけ控えめにとっていたのですけれども、本当に大事な論議を尽くす段階に来ておりまして、皆さん方の良識あるネーミングなりそして、次の事業計画も出来上がっておりますし論議を尽くしていただきまして、いい方向に進んでいきますように願ってやみません。心理学の先生が言われたことがあります。人間には現状維持本能、食欲、種族保持の本能もございまして、池の鯉の池をきれいにしようと思って、罎に取る時にも跳ねますけれども、大きな池の水を替えたところへ放そうと思って、自分の現状を固持していこうというような、この合併問題も前に向かって、大きく目を見開く、そして地域の発展につながった本当に大事な決定事項だと思っております。どうぞ、皆さん方の格段のご努力によりまして、将来が開けていくことを、願ひまして挨拶に代えさせていただきます。どうも失礼いたしました。

前 田 班 員

ありがとうございました。それでは早速協議に入りたいと思っておりますが、その前に事前に配布しております協議会議題目次の1頁に訂正がございましたので、皆様のお手元に配布してありますものと、差し替えの方をよろしく願ひいたします。それ

<p>平 口 会 長</p>	<p>では、協議会に入りますが、協議会規約によりまして、議長は会長が務めるということになっていきますので、これからの議事・進行は平口会長さんをお願い申し上げます。</p> <p>それでは、協議事項の審議に入りたいと存じますがよろしくお願いを申し上げたいと存じます。本日のご出席の委員は37名でございます。4名欠席されております事を先ずもってご報告申し上げたいと存じます。会議は成立いたします。直ちに議事に入りたいと存じます。</p> <p>それでは、協議第8号「新市の事務所の位置（その1）」について」小委員会からのご報告をいただきたいと存じます。小委員会での審議内容について小委員会規程第7条に基づき、青木委員長さんにご報告をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いをいたします。</p>
<p>青 木 委 員 (小委員会委員長)</p>	<p>それでは、小委員会からご報告申し上げます。小委員会では「合併の期日」「新市の名称」及び「新市の事務所の位置」の3項目について協議会から付託を受けて審議を行っておりますが、去る8月22日に開きました第4回小委員会で、合併当初の新市の仮庁舎の位置についての審議がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。地方自治法第4条2項に、「事務所の位置を定め又はこれを変更するにあたっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とされております。これら、交通の状況や住民の利便性等を考慮しながら、現在の各町の庁舎の位置等について慎重に比較検討を行った結果、合併当初の仮庁舎は能美町役場にすることが、最も妥当ではないかという結論に達しました。なお、新市の名称は公募後に、また、合併の期日と新庁舎の位置については現在審議中ですので、それぞれ、審議がまとまりしだい協議会へ報告させていただきます。以上、報告を終わります。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>ありがとうございました。引き続きまして協議第8号「新市の事務所の位置（その1）」について」事務局から、説明を願います。</p>
<p>出 口 事 務 局 長</p>	<p>只今、青木小委員会委員長からご説明がございました報告を踏まえまして、協議第8号「新市の事務所の位置（その1）」について」をご説明いたします。</p>

	<p>協議事項の 1 頁をお開きください。内容といたしましては、合併当初の事務所は能美町大字中町 4 8 5 9 番地の 9 能美町役場とすることで提案させていただきました。なお、参考資料として資料集の 1 頁から 7 頁にかけまして、小委員会に提出いたしました資料を添付させていただいておりますので、ご参照ください。以上で、協議第 8 号「新市の事務所の位置（その 1）について」の説明を終わります。</p>
平 口 会 長	<p>ご意見またはご質問等ございましたら、ご発言願いたいと存じます。手を上げてご発言いただきたいと思います。はい、どうぞ。</p>
橋 委 員	<p>駐車場の件なのですが、とてもこの台数では収まりきらないと思うのですが、何かお考えがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。</p>
出 口 事 務 局 長	<p>能美町の方に決まりました場合には、近所の民間の土地等を借り上げてまして駐車場とさせていただきたいと考えております。</p>
橋 委 員	<p>わかりました。</p>
平 口 会 長	<p>その他ありませんか。 よろしゅうございますか。</p>
< 委 員 >	<p>はい。</p>
平 口 会 長	<p>では、協議第 8 号は、ご提案のとおりご承認いただいたものとして、決定させていただきます。ありがとうございます。 それでは、協議第 4 1 号「下水道事業の取扱い（その 2）について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
出 口 事 務 局 長	<p>それでは、協議第 4 1 号「下水道事業の取扱い（その 2）について」ご説明いたします。協議事項の 2 頁及び資料集の 8 頁から 9 頁をご覧くださいと思います。 都市計画法及び公共下水道法等に基づいての公共下水道整備は、現在、江田島町で実施しております。また、下水道法に基づいての特定環境保全公共下水道整備は、江田島町、能美町及び大柿町で進めています。そして、浄化槽法等に基づいての農</p>

業集落排水の下水道整備は、江田島町及び沖美町で行っております。既に江田島町、能美町及び沖美町では一部供用を開始しています。それでは、第4回の協議会でご質問のございました1市2制度について、ご説明させていただきます。都市計画法に基づいての公共下水道整備は、いわゆる市街地を形成している地域を対象としています。その他の地域では、他の事業により、下水道の整備を行う等、それぞれの市町村で一体化した下水道の整備を行っております。県内の下水道の制度及び負担状況につきましては、14市町におきまして2制度及び3制度を採用しております。広島市、三次市及び大竹市等では、制度によりm²方式並びに個別方式を採用して運用しております。新市においても3制度での運用を考えております。負担等の方法は、公共下水道の場合は、県内の市町村の多くが、m²方式の負担金方式を採用しております。また、特定環境保全公共下水道整備及び農業集落排水の負担方法につきましては、個別分担金方式を採用しております。従いまして、調整案といたしましては、「下水道負担金及び分担金については、新市において、負担金等統一の基本的方針を定め、新負担金等を設定する。ただし、当分の間、江田島町、能美町、沖美町の例とする。」といたしております。

以上で協議第41号「下水道事業の取扱い(その2)について」の説明を終わります。

平 口 会 長

本案についてのご意見ご質問等ございましたらご発言願います。

はい、どうぞ。

道 口 委 員

第4回の合併協議会の時に、その1として出された下水道の分担金等につきましては、その案によりますと下水道加入分担金については、能美町、江田島町の例による加入負担金を設けるといふようになっていたと思うわけですが、その際に、現状では、江田島町におきましては面積割、能美町、沖美町につきましては個数割で分担金の賦課をされていると、その事が、1国2制度であり法的に可能かどうかということをお聞きしましたところ、結果的には、この件については、取り下げられた経緯があります。従いまして、本日、その2で出された内容を見ますと、1の基本的方針を定め新負担金等を設定するという事になっております。これはいいのですけれど、ただし書きの当分の間、江田島町、能美町、沖美町の例とするという事は、そ

	<p>の例でやっても、法的に可能だというように解釈してよろしいのですか。</p>
出口事務局長	<p>お答えいたします。法的には可能でございます。</p>
道 口 委 員	<p>はい、わかりました。</p>
平 口 会 長	<p>そのほか。 はい、どうぞ。</p>
辻 井 委 員	<p>沖美町の辻井でございます。1市3制度でいくという事ですが、江田島町の公共下水道の場合は、都市計画法に基づく下水道で実施されているのでございますか。</p>
出口事務局長	<p>都市計画法に基づく公共下水道でございます。</p>
辻 井 委 員	<p>その他の特定環境それから農集これは根拠はあるのですか。</p>
出口事務局長	<p>その点につきましては、先ほど申し上げましたように特定環境保全公共下水道整備は、下水道法に基づいて、江田島町、能美町及び大柿町で進めております。それから、農業集落の下水道整備は浄化槽法等に基づきまして、現在、江田島町及び沖美町で進めています。</p>
辻 井 委 員	<p>公共下水道の場合は、都市計画法の75条で受益を受ける者については、建設に対する応分の負担をする。それは、条例で決めると、いう事があるのではないかと思います。従って、そういう根拠が違う中で1市3制度というのは、法的には可能だという事を先ほどおっしゃいましたが、やはりそうでございますか。</p>
出口事務局長	<p>それぞれの条例を定めて施行すれば可能でございます。</p>
辻 井 委 員	<p>そうすると、3つの条例が出来るという事ですか。</p>
出口事務局長	<p>そういう事でございます。</p>
辻 井 委 員	<p>わかりました。</p>

平 口 会 長	<p>今、江田島町でも2つの条例が出来ていると思います。 その他、ございませんか。 はい、どうぞ。</p>
中 下 委 員	<p>確認という事で、つまり、新市においても、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の3つ対応でいくという事ですね。新市の基本的方針というところの3つの事業でいくという事ですね。</p>
出口事務局長	<p>そういう事でございます。</p>
中 下 委 員	<p>はい、わかりました。</p>
平 木 副 会 長	<p>一言、江田島町の立場で、会長さんが先ほど江田島町では2つの条例が既に制定されているかの如くご発言がございましたが、農排水は今から制定する予定とこのようにご理解いただきたいと思います。農排水は、今、最終段階を向かえておりました、それが終わったなら条例を制定して負担金の徴収とか諸々の事の制定をする予定であります。以上です。</p>
平 口 会 長	<p>ありがとうございました。 その他、ございませんか。 ご発言がないようでございますので、本案は原案のとおりご承認いただいたものとして、決してよろしゅうございますか。</p>
< 委 員 >	<p>はい。</p>
平 口 会 長	<p>では、そのように決めます。 続きまして、協議第42号「国民健康保険事業に関する取扱いについて」議題といたします。案の説明を願います。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第42号「国民健康保険事業（給付に関する）の取扱いについて」ご説明いたします。 協議事項の3頁及び資料集の10頁及び11頁をお開きください。保険給付事業のうち被保険者一部負担、退職者の本人の医療費の一部負担及び療養費の給付の一部負担については、国民健康保険法第42条の定めるところであります。資料集のとおり四町で相違がございません。また、出産育児一時金及び葬祭費の任意給付につきましても、保険法の規定のとおり、出産</p>

	<p>育児一時金は30万円。葬祭費支給金は2万円で四町に相違はありません。従いまして、保険給付事業の一部負担金及び出産一時金等については、四町に相違がないため「現行のとおり新市に引き継ぐ。」といたしております。</p> <p>次に、被保険者の健康の保持増進のための保険事業につきましては、被保険者への啓発及び普及の方法等の取り組み内容に若干の違いはございますが、基本的に相違がありません。従いまして保険事業等については「現行のとおり新市へ引き継ぎ、調整する。」といたしております。</p> <p>以上で、協議第42号「国民健康保険事業（給付に関する）の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
平口会長	<p>本案についてのご意見、ご質問等ございましたらご発言ください。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
辻井委員	<p>この議題から、外れるのかもわかりませんが、運営協議会委員というのがありますが、これは、特別職の関係にはない訳で、特別職ではないのだらうと思います。これらの扱いについては、合併後どのようになっていくのですか。それぞれの方々が引き続き新市においても運営委員として務められるのかどうか。お願いします。</p>
出口事務局長	<p>只今のご質問は、国民健康保険の運営協議会委員の事と思います。この件につきましては、後ほど、特別職等の身分の取扱いのところに出てまいります。その時に、またご協議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
辻井委員	<p>先に走って申し訳ないのですが、特別職等の身分の取扱いの中の項目には、これが入っていないのでお尋ねした訳です。</p>
出口事務局長	<p>特別職の中に、法に規定がある場合と法に規定がない場合という事で取扱いを協議議題として出させていただいています。法に規定のない場合は、このようにするという事でございますので、今日、その議題も出ておりますので、その場でご協議いただきたいと思います。</p>
辻井委員	<p>わかりました。</p>

平口会長	よろしゅうございますか。 その他ございませんか。
< 委 員 >	ありません。
平口会長	無いようでございますので、本案も原案のとおりご承認いただいたものとして、決定いたします。 次に、協議第43号「地方税の取扱い(その2)について」を議題といたします。案の説明をさせます。
出口事務局長	<p>それでは、協議第43号「地方税の取扱い(その2)について」ご説明いたします。</p> <p>今回は、国民健康保険税と介護保険料の賦課についてご提案いたしております。協議事項の4頁及び資料集の12頁をお開きください。本協議会の協定項目における基本的な考え方として、住民へのサービスは高く、負担は低くするという事がございますが、これら国民健康保険税と介護保険料につきましては、一般会計での歳入となる個人住民税、固定資産税等の普通税と違い、特別会計を設けまして、その全体の必要経費の中で、国、県からの補助金等を差し引いた残りにつきまして、被保険者の方々にご負担をお願いしていただいているものでございます。これらは目的税でございます。簡単に申し上げますと、国民健康保険税の場合は、全体の医療費から補助金等を差し引いた残りを被保険者の方々にご負担をお願いし、介護保険料につきましては、介護サービス全体の経費から補助金等を差し引いた残りを40歳以上の方々にご負担をお願いしているものでございます。ですから、単純にはいえませんが、医療費が増えれば、国保税は上がりますし、介護サービス受給者の増加等により介護サービス費用が増えれば保険料は上がるという事になります。資料集の12頁から14頁をご覧いただきたいと思っております。ここに四町の国民健康保険税及び介護保険料の賦課の現状をお示ししておりますが、各町それぞれ医療費や介護サービス費用額が違いますので、このように違いがでておりますが、合併する場合、その調整が必要となってまいります。以上のことを踏まえまして、協議案について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、国民健康保険税の減額の軽減割合についてでございますが、大柿町が均等割額、平等割額の7割軽減、5割軽減、2割軽減を採用しており、他の三町は6割軽減、4割軽減を採用しております。これにつきましては、適正賦課つまり応能割合</p>

	<p>50%、応益割合50%の観点により、国、県から7割軽減、5割軽減、2割軽減とするよう指導されておりますので、(1)といたしまして「国民健康保険税の減額の軽減割合については、大柿町の例により調整する。」と提案させていただきました。次に(2)の納期につきましては、四町で若干の差がございますが、個人住民税や固定資産税との納期との関係等があり、「国民健康保険税の納期については、大柿町の例による。」と、提案をいたしております。(3)の国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額につきましては、「4町に相違がないため現行のとおりとする。」と、提案をいたしております。次に、税率と保険料についてでございますが、(4)といたしまして「国民健康保険税の税率については、合併時までに医療費に見合う税率を定める。」(5)といたしまして「介護保険の第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、合併時までに保険料統一の検討を行い、新保険料を定める。」と提案させていただきました。(6)の国民健康保険税及び介護保険料の納税義務の発生、消滅に伴う賦課につきましては、「4町に相違がないため現行のとおりとする。」と、提案をいたしております。</p> <p>以上で協議第43号「地方税の取扱い(その2)について」の説明を終わります。</p>
平口会長	<p>本案について、ご意見ご質問等ございましたら、ご発言願います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
道口委員	<p>地方税の取扱いの中の「(1)国民健康保険税の減額の軽減割合については、大柿町の例により調整する。」となっております。この事は、先ほど説明でもありましたように、三町については従来からの6割4割の方法で現行も軽減措置を採っていると思います。大柿町の場合、7割5割2割ということは、多分、平成11年に政令の一部改正がありまして、それによって、こういう割合にされたのではなからうかと思う訳でございます。そうしますと、低所得者の応益割の軽減額が6割4割と7割5割2割にした場合、個々にあたっては違いますけれど、平均してどちらが、有利になるのですか。7割5割2割の方が有利になるということですか。</p>
出口事務局長	<p>おっしゃるとおりでございます、7割5割2割の方が軽減</p>

	<p>が大きくなります。</p>
道 口 委 員	<p>わかりました。</p>
平 口 会 長	<p>応益と応能の割合ができるだけ50%50%に近いところには、7割5割2割の軽減を認めるということです。それが、かけ離れているところには、7割5割2割の軽減を認めてくれないという事になっている訳でございます。</p>
道 口 委 員	<p>政令では当分の間、6割4割でいっても良いとなっていたと思うのですけれど、その点はどうですか。当分の間、従来の6割4割の軽減を採用してもよろしいというようになっていると思うのですけれど。いずれにしても納税者が7割5割2割の軽減の方が有利であるということについては、最も良い方法でなかろうかと思っています。</p>
平 口 会 長	<p>それは軽減額がかなりちがいますから、その方を採用する方がベターと思います。 その他ございませんか。 はいどうぞ。</p>
鎌 田 委 員	<p>4番の国民健康保険税の税率については、というところで、合併時までに医療費に見合う税率を定めるとなっておりますけれど、これは統一したものが出てくるのか、また率の低い方へ合わせることができるのか。それと5番の介護保険に関しましては、第2号被保険者の保険料については、合併時までに保険料統一の検討を行い新保険料を定めるとありますけれど、4番と5番統一的な字が上にはないのですけれども、その事はどうなりますでしょうか。</p>
出口事務局長	<p>それでは、まず、4番目の国民健康保険税の税率については、合併時までに医療費に見合う税率を定めるということにつきまして、具体的に説明させていただきます。国民健康保険税の賦課につきましては、その年度に予測される全体の医療費から国などの補助金、交付金等と国民健康保険に加入されている住民の皆様方が病院で支払う一部負担金を差し引いた残りにつきまして、加入者皆様方にご負担をお願いしております。国民健康保険税の基礎課税額、課税限度額につきましては地方税法第703条の4第18項の規定で53万円を超えることができない</p>

という事になっております。所得割、資産割、被保険者平等割、世帯別平等割につきましては、現状は四町ともまちまちでございます。これにつきましては、それぞれの町のその年度に予測される全体の医療費が当然違いますので、このような結果になっております。四町が合併した場合、新市全体の医療費の総額に基づいて前述の計算により加入者の皆様方にご負担をお願いする事になります。国民健康保険税の賦課期日につきましては、国民健康保険法第81条の規定によりますと、賦課期日等につきましては、条例又は規則で定めとなっておりますが、準則では賦課期日は4月1日という事となっておりますので、その時点で新市全体の医療費の総額を推計し医療費に見合う税率を定め、賦課する事になります。しかし、合併の期日が年度途中になった場合がございますが、賦課期日は4月1日となっておりますので、税率につきましては4月1日の従来町の賦課による事となります。その年度内での変更は出来ない事になっておりますので、つまり年度末までは、新市の四町の住民の国民健康保険税は別々の税率によって賦課される事になります。なお、合併後の転入者の取扱いにつきましては、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定によりまして、不均一課税になる場合、どの町に転入したかにより、4月1日現在の旧町の税率により賦課とするか、新市において条例で税率等を定め統一する場合の2通りの方法がございます。それについては、今後調整していきたいと思っております。今申し上げましたよう国保税は、合併の日により取扱いが違ってまいります。年度の当初に新市が発足する場合は、四町で統一した税率等を定める必要がございます。また、年度の途中で先ほど申し上げましたように、新市が発足する場合は、それぞれの町で税率を定め賦課していくこととなります。従いまして、国保税は今後四町が合併した場合、実際には、新市の国保税の算定はその直近のデータにより算出する必要がございます。従いまして、合併の日により国保税の取扱いが異なってまいりますので、このたびは、基本的の方針の提示とさせていただきます。以上でございます。

鎌田委員

それでは、基本的には、例えば低い方に合わせるとかそういったような、今現在わかる数字というのは、まだ、全然わからないという事ですか。どこかに合わせられるかという形のもの。

出口事務局長

先ほど申し上げましたように、12頁の方に国民健康保険税の賦課の税率が載っております。それぞれ四町でこのように違っております。従いまして、先ほど申しましたように、4月1日に新市が発足する場合と年度の途中で新市が発足する場合に賦課そのものが異なってまいりますので、年度の途中で新市が発足した場合は、4月1日現在は旧四町のそれぞれの現在の税率か、それとも、できるだけ合わせた税率にするかという事がございますけれども、四町がそれぞれの国民健康保険税を賦課するというようになってまいります。申し上げましたように、4月1日と年度途中の場合、年度途中によりますと、最近の国保税の総額というものが、現在と13年度が終わった時点とまた違ってまいりますので、その一番最近の医療費の総額により、税率等を計算していく必要がございますので、今、この場で申し上げましたそれぞれの税率が違ってまいります事になりますので、近いところで、また計算していくという事になっていくと思います。それから、もう一つ介護保険料の第1号被保険者の保険料、それから国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料について、合併時までに保険料統一の検討を行い、新保険料を定めるという事についてもご質問がございましたので、お答え申し上げたいと思います。介護保険料につきましては、介護保険法の第129条第1項で、市町村は介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないと規定されています。また、同条第3項では「保険料率は市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込み料等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担金等の額等に照らして、概ね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。」と規定されております。簡単に申しますと現在の介護保険料につきましては、平成12年度から平成14年度までに必要とする介護給付等対象サービスに係る総費用から国庫補助金等を差し引いた残りを40歳以上の方々にご負担をお願いしているものでございます。その算定につきましては、各町とも、それぞれ市町村介護保険事業計画を定め、介護給付等対象サービスの見込み料等に基づいて算定しておりますので、当然現時点では保険料に違いがございます。四町が合併いたしますと新市において四町の住民の方々が受けられる介護給付等サービスの見込み料等

を合算し、再算定する必要がございます。これらの事によりまして、合併時までには保険料統一の検討を行い新保険料を定めるとご提案させていただいております。これは、先ほどの国民健康保険税の事と重なると思っておりますが、合併の期日が年度中途になった場合ですが、介護保険料は第130条の規定により賦課期日は4月1日となっておりますので、保険料につきまして、4月1日の従来の町の賦課による事となります。その年度内での変更はできない事となっております。つまり、年度末までは、新市の四町の住民の介護保険料は、別々の料率によって賦課される事となります。なお、合併後の転入者の取扱いにつきましては、先ほど、国保税の事と同じ事となりますので説明は割愛させていただきます。それから、13頁の方を見ていただきたいと思っております。資料集の13頁の方へ1号対象者、これは、12年13年14年と3年間。先ほど申し上げましたように、財政の均衡を保つということで3年間の介護保険料ですということになっておりますので、各町とも3年間の介護保険料を定めてございます。これが、先ほど申し上げましたように、4月1日に新市が発足する場合と年度中途によって新市が発足する場合、異なって参ります。年度中途に新市が発足した場合は、14年度の介護保険料につきましては、各町それぞれで介護保険料を定めて賦課するという事になってまいります。それは、2号対象者も同じ事でございます。先ほど国保税で説明した事と一緒に参りますが、そういう事でございますので、新市が発足した時点が4月当初になるのか、年度中途になるかによって、この介護保険料の賦課が違ってまいりますので、この席では提示は避けさせていただいております。以上でございます。

平 口 会 長

よろしゅうございますか。
はい、どうぞ。

辻 井 委 員

沖美の辻井でございます。今の介護保険の第1号対象者でございます。これは12年の4月から発足されまして、65歳以上ですから、半年は徴収しない。それから後は6ヶ月間、2ヶ月に1回半額ずつ徴収する。13年度においては、前半の6ヶ月は半額。それから後は全額。14年度は全額という事になっていると思っております。これは、1ヶ月ずつに割ってみますと、14年度の額でお話の方がいいかと思っておりますが、第3段階が100%部分になるかと思うのです。そうすると、江田島町では、私の試算では月当り3,233円。能美町が3,000円。

<p>出口事務局長</p>	<p>沖美町が2,600円。大柿町が3,292円になろうかと思 います。多少、端数の関係で違うかもわかりませんけども、沖美 町が一番低いわけですけれども、合併したらどのように調整し ていかれるのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。</p> <p>介護保険の場合は、先ほど申し上げましたように、3年間通 じて財政の均衡を保つという事でございます。それで、現在は、 12、13、14と介護保険計画を定めてございます。これが、 合併する時期によりますけれど、14年度に各町とも合併する しないにかかわらず、14年度中に介護保険計画を定めて、新 たな15、16、17年の3年間の介護保険料を定めなければ ならないという事になります。従いまして、新市が4月1日に 発足した場合と年度中途に発足する場合は異なりませんが、1 4年度の4月1日に発足する場合は、四町の介護保険計画を新 たに四町で調整いたしまして、14年度の介護保険料を定めて 発足する事になります。14年度の年度中途に合併した場合は、 14年度は現在の四町で定めております介護保険料で、この額 が適当かという事は、また各町によってありますけれども、現在 の介護保険料を各町で賦課していく事になります。従いまして、 新市が14年度の中途で発足した場合は、14年度に介護保険 計画を定めなければなりませんので、14年度に介護保険計画 を四町で調整いたしまして、14年度中に新たな15、16、 17の介護保険料の総額を算出いたしまして、その介護保険計 画の中で保険料を定めていくという事になってくると思いま す。以上でございます。</p>
<p>辻井委員</p>	<p>ありがとうございました。12年の4月発足当時、各地方公 共団体が各町で説明された中で3年間は変えられないと、その 間に赤字ができれば、県の基金ですか、それを充当してその後そ れを払っていくだけの保険料を積算していくというような事を 聞いたと思うのです。しかし、能美町におかれましては、13 年度に2,500円相当のものを3,000円にアップされ、承 認を得ておられると聞いているのですけれど、確かに、この 表を見ましても2,500円が3,000円になっているという 事で、そうなったのだらうと思います。そういう事で、特に合 併ということにおいての保険料を調整しておくという事は、旧 厚生省、旧自治省あたりからみて無理なのではないでしょうか。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>先ほどから、ご説明しておりますように、この介護保険料は</p>

	<p>新たに発足したものでございまして、12、13、14という事で見込みで、この介護保険料を定めてございます。それで、それぞれの町におきまして、施設等が新たに充実設置された場合は、介護保険料が増えてまいります。例えば、沖美町のように新たな介護保険施設が増えてまいりますと、それに入所する方が増えてまいりますので、当然、介護保険料は増えてくるという事になります。現在、沖美町が一番低いという事でございますが、現実的には入所者が増えておりますので、現在のこの保険料では14年度そのものが不足してくるのではないかという試算は一部では出ております。それらにつきましては、先ほど申し上げましたように合併する年度によって、違いますので合併する年度によりましては、それまでに、それぞれの町で調整できるものがあれば調整していただきたいと思っております。以上でございます。</p>
辻井委員	どうもありがとうございました。
平口会長	<p>よろしゅうございますか。 はい、どうぞ。</p>
鎌田委員	<p>いずれにしても、この国保と介護保険料については、中途に合併しようが4月に合併しようが、統一された時には、今まで色々議案の中でサービスは高い方へ負担は低い方という大前提のもとに考えられてきたものが、この2つに関しては、そういったふうにはいかないという事で理解してよろしいですね。</p>
出口事務局長	<p>それぞれ、いった費用の総額から国庫補助金等を差し引いた残りにつきまして、また再算定させていただきたいとそのように思っております。</p>
平口会長	本案について、他にございませんか。
<委員>	ありません。
平口会長	<p>無いようでございますので、協議第43号は原案のとおり決定させていただきます。 次に、協議第44号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。案の説明をさせます。</p>

<p>出口事務局長</p>	<p>それでは、協議第44号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」ご説明いたします。</p> <p>協議事項の5頁及び資料集の15頁をお開きください。資料集に農業委員会委員の定数及び任期をお示ししてございます。現在の定数は選挙による委員が合計44名。選任による委員が合計19名。総合計63名となっております。農業委員会は、農地法、土地改良法等を基に、農地等の利用関係の調整、あつ旋及び争議の防止や、農業及び農村に関する振興計画の実施や実施の推進等を所掌事務としておりますので、その委員には農業、農地あるいは地元の事情に関して、高度な知識と豊富な経験が必要とされております。合併の方式が新設合併の場合は、原則として現在ある四町の農業委員会の委員はすべてその職を失う事になりますので、新市において新たに任命されなくてはなりません。これについて、農業委員会等に関する法律第4条第2項の規定により、委員には「選挙による委員」と「選任による委員」がございませぬ。合併の際の取扱いが違っております。選挙による委員につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定により、合併関係市町村の協議によって80人を越えず10人を下らない範囲で定めた数の者に限り、合併後1年を超えない範囲で定めた期間、引き続き新市の農業委員として在任することが可能となっております。このため調整内容は「新市に1つの農業委員会を置き、4町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。」とさせていただきます。また、選任による委員につきましては特例措置がございませぬので、合併の際にその身分を完全に失うこととなります。従いまして合併後に、新市において速やかに委員を選出することとなります。</p> <p>以上で協議第44号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
<p>平口会長</p>	<p>本案について、ご質問ご意見等ございましたら、ご発言ください。</p> <p>ございませぬか。</p> <p>よろしゅうございませぬか。はい、どうぞ。</p>
<p>鎌田委員</p>	<p>選挙による委員の特例措置は、別に問題ないと思うのですが、選任による委員の任期が、江田島町と大柿町が平成14年の7</p>

	<p>月19日と28日までになっておるわけですが、その後、合併の期日ははっきりしていませんが、合併した場合に、選挙で選ばれた10人と12人ですか、その他に選任による委員が6人と4人、この方もその時点では一旦推薦されて選ばれる訳です。その後、合併した場合に選挙による委員の方は1年間延びて、選任による方はすぐ退任という形になると思います。選んですぐ辞めるという事にもなりかねないので、この選任による委員の方も同じような1年という訳にはいかないのでしょうか。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>先ほども申し上げましたように、選任された委員の任期につきましては、同法の15条第4項の規定によりまして、選挙にされた委員の任期満了の日までとなっておりますので、1年経過しまして、選挙が行われた場合、また新たに選任されるという事になります。これは、法的に定められてございますので、選任された委員につきましては、それぞれ議会推薦、学識経験者の方、農協の推薦された方、農業共済組合から推薦された方もございますけれど、それぞれの団体、新市になれば新市における議会で選任させていただき、それから、各団体におきましては、その団体から推薦していただくという事になると思います。</p>
<p>鎌田委員</p>	<p>人情として、新たに議会ができて、その議会の方がこれまでの1年の特例のような格好で、中途の任期のある方は1年間、その時の議会から同じメンバーを推薦するような特例はできないのでしょうか。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>特例には選挙にされた委員のみ適用されます。従いまして、推薦による委員については、その特例が適用されませんので、新市になった時点で農業委員としての職を失うという事になります。</p>
<p>平口会長</p>	<p>よろしゅうございますか。他にございませんか。 はい、どうぞ。</p>
<p>津田委員</p>	<p>新たに推薦を受けた方については、任期は普通どおりの任期ですか。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>農業委員の選挙による委員の任期でございますので、その選挙による委員が1年間延びた場合は、その1年間で推薦された</p>

	<p>委員さんの任期も終わります。新たな選挙、1年在任特例で延びます、それから、また選挙をされますとその選挙をされた委員と同じように、また推薦していただくという事になってまいります。選任による委員につきましては、農業委員会法の12条の規定によりまして当初から農協及び農業共済組合推薦が各1名。四町の場合は農協が3つございます。共済組合が1つで4名でございます。それから、議会推薦は5人以内という事になっておりますので、新たに5人以内を新たな市の議会で選任していただくということで、最高でも9人以内ということになります。</p>
平口会長	はい、どうぞ。
中下委員	今の9人というのは間違いではないでしょうか。農協推薦は1農協から1人という事になるので、合併した場合には、農協は新市においては3農協しかないと思います。
出口事務局長	3農協と農業共済組合があります。
中下委員	わかりました。
平口会長	他にご意見ございませんか。
<委員>	はい。
平口会長	<p>別にご意見等ないようでございますので、協議第44号は原案のとおり決定されたものとして処理させていただきます。</p> <p>続きまして、協議第45号「特別職等の身分の取扱いについて」を議題といたします。案を説明させます。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第45号「特別職等の身分の取扱いについて」ご説明いたします。</p> <p>協議事項の6頁をお開きください。まず、特別職の定義でございますが、これは何かということからご説明いたします。地方公務員法第3条の規定によりまして、1点目に就任について、公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職。2点目に法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは規程等により設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時又は非常勤の者。3点目に臨時又は非常勤の顧問、</p>

参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職等でございます。資料集の16頁をお開きください。四町には、ご覧のとおり町長をはじめといたしまして、助役、収入役、教育長等の常勤特別職と選挙管理委員会委員や固定資産評価審査委員会委員等、行政委員会委員という非常勤特別職が設置されておりますが、ここでお示ししていない、例えば、国民健康保険運営協議会委員ですとか、青少年問題協議会委員といった、他の非常勤特別職も多数設置しております。特別職につきましては、資料集の17頁から19頁に記載しておりますとおり、設置、選任等について、法に定められているものや、条例等で定めればよいものがございますので、「特別職及び行政委員会委員等については、法に定めのある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、4町の長が協議して定める。」と提案させていただきました。

2番目といたしまして、職務執行者についてでございますが、地方自治法施行令第1条の2におきまして、地方公共団体の設置があった場合においては、関係地方公共団体の長たる者又は長であった者のうちから、その協議により定めた者が新しい長が選挙されるまでの間、これにつきましては公職選挙法第33条第3項の規定により、当該市町村の設置の日から50日以内に選挙を行うこととなっておりますが、その間、長の職務を暫定的に行うと規定されておりますので、「新市の職務執行者については、4町の長が別に協議して定める。」と提案させていただきました。

以上で協議第45号「特別職等の身分の取扱いについて」の説明を終わります。

平 口 会 長

本案について、ご意見ご質問等ございましたら、ご発言ください。

はい、どうぞ。

道 口 委 員

(2)の新市の職務執行者については先ほど説明がありましたように、地方自治法施行令第1条の2、いわゆる長の職務を暫定的に行う者とした、はっきりとした根拠があるわけなのですが、(1)の特別職の中の地方公共団体の長いわゆる町長は、今の地方自治法施行令第1条の2に規定されておりますから、それ以外の特別職、あるいは行政委員会の委員等についての法に定める場合はとありますが、例えば、どのような場合があるかお伺いしたいと思います。

<p>出口事務局 長</p>	<p>お答えさせていただきます。資料集の17頁をご覧くださいと思います。法に定める者といたしまして、町長、助役、収入役、教育長、企業管理者が定められておりますし、18頁の方には選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会、監査委員会、公平委員会等がございます。その他、先ほどご説明いたしましたように条例等で各町で定めているものもございます。それらを含めまして、資料集の方で提示させていただいています。各町に色々と置いておりますが、それらにつきましては、四町の長が協議して定めるということで提案させていただいております。それ以外にも法で定めた委員はたくさんございますので、この場では割愛させていただきます。</p>
<p>道 口 委 員</p>	<p>例えば、現在では四町ありますから助役さんは4人おられます。そうすると、先ほどの法的な根拠は、これは自治法によって、定数を条例で増加することが出来ることになってはいますが、例えば助役の場合、四町長が協議されて、2人置くとかいう考えがあるわけですか。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>それは、全く未定です。</p>
<p>道 口 委 員</p>	<p>これ以外の規定を適用すると、規定のない場合は四町の町長が協議で定めるという事は、一つだけでも例をあげていただきたいと思いますのですが、どのような事がありますか。</p>
<p>出口事務局 長</p>	<p>先ほど出ました国保の運営委員会の委員さんとか、四町共設置しておりますので、それが一緒になった場合に協議して何人置くかとか。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>四町の町長で協議しなければいけないのですが、私の考えは、ほとんどが合併の前日に失職する訳でございますので、法令の定めのない特別職の委員さん方にも同じく、合併と同時に失職していただくというのが、筋ではなかろうかという気がします。</p>
<p>道 口 委 員</p>	<p>それでは、例えば、現在四町の助役さんの中で、先ほど会長さんがおっしゃったように合併と同時に助役という身分は失うわけですが、四町の町長さんの協議によって、例えば定数職員のうちの部長とかへ位置付けるということはある訳です</p>

平口会長	<p>か。</p> <p>仮定の問題は答えにくいのですが、出来るだけ有能な職員は、特別職あるいは一般職になるかどうかは別として、引き続き職務に精励してもらいたいのが、良い感じがしますが、これも先ほど申し上げた仮定の問題で4人で協議させていただきたいと思います。今は、合併の期日もまだ決まっておられませんのでそこまで考えてはおりません。逐次、研究させていただきたいと思っております。</p>
道口委員	はい、わかりました。
平口会長	はい、どうぞ。
辻井委員	<p>沖美町の辻井でございます。僭越なことを申し上げますが、四町長さんの協議ということで、今から色々とお考えはされるのだと思いますが、助役さん、収入役さん、教育長さんというのは、合併したときには一般職でいう定年が60歳とした場合に、60歳に満たない方がいらっしゃると思います。その方々が、合併と同時に失職されるという事でございますけれども、まだ60歳に満たない方は、なお、一般職で働くという事を是非考えてあげないと、今、この合併を進めていこうとする中で、助役さん、教育長さん、収入役さん達の意欲というものが薄れてしまう可能性があると思います。従いまして、お願いでございます。60歳の定年に満たない方々がいらっしゃるとすれば、そのように、一般職等で再雇用と申しますかそのような方法をとっていただければというお願いでございます。</p>
平口会長	<p>先ほど、江田島の議長さんにお答えしたとおりでございます。その他、ございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
中下委員	選挙管理委員会以下複数名の委員さんがおられるところは、読みますと一回全部職を解かれて、新しい長から推薦を受けて選任するというようになっているのですが、定数はどのような数となっておりますか。
出口事務局長	お答えいたします。選挙管理委員は4人でございます。固定

	<p>資産評価審査委員会は3人以上条例で定めるという事になっております。教育委員会は5人でございます。監査委員は市の場合は3人又は2人、これも条例で定めることになっております。以上でございます。</p>
平 口 会 長	<p>よろしゅうございますか。</p>
< 委 員 >	<p>はい。</p>
平 口 会 長	<p>協議第45号は原案のとおり決定させていただきます。 次に、協議第46号「第7回合併協議会日程について」お諮りいたします。案を説明させます。</p>
出 口 事 務 局 長	<p>それでは、協議第46号「第7回合併協議会日程について」ご説明いたします。 協議事項の7頁をお開きください。会議の申し合わせによりますと、通常第1木曜日となっておりましたが、各町の町長、議長さん方の日程調整をいたしまして、今回は10月15日月曜日、開催時刻につきましては、午後2時30分という事でお願い申し上げたいと思います。場所は沖美町ふれあいセンターふれあいホールでございます。 以上で、協議第46号「第7回合併協議会日程について」の説明を終わります。</p>
平 口 会 長	<p>次の合併協議会の日程でございますが、原案でよろしゅうございましょうか。</p>
< 委 員 >	<p>はい。</p>
平 口 会 長	<p>では、そのように決定させていただきますので、よろしくお願いいいたします。 次に、次第「(2)会議録署名委員の指名」につきましては、第1回の協議会で、ご提案申し上げましたとおり、学識経験者の委員の中から、順番で、その都度選任させていただいておりますので、今回におきましては、沖美町の濱谷委員さんと大柿町の浜西浩仁委員に議事録署名人をお願いをいたしたいと存じます。よろしくお願いいいたします。 それでは、西中委員さんご欠席でございますけれども、前回の協議会で、ご質問がありました各種団体の補助金、交付金等</p>

	<p>の取扱い資料の団体名について、事務局から説明申し上げます。説明してください。</p>
出口事務局長	<p>それでは、前回の協議会で西中委員さんからご質問のありました各種団体の補助金交付金等の取扱い資料の団体名につきまして、沖美町に問い合わせたところ資料どおり間違いなしとの回答をいただきましたのでご報告いたします。以上でございます。</p>
平口会長	<p>以上でございますが、何かご質問ご意見等ございませんか。はい、どうぞ。</p>
川野委員	<p>西中委員は今日は欠席なのですが、先ほど回答を言われたのですが、全日本同和会三高会の事を言われるのですか。</p>
出口事務局長	<p>そうでございます。</p>
川野委員	<p>それが、名簿から外れていたという事ですか。</p>
出口事務局長	<p>名簿に載っている団体名に間違いがないという事で、沖美町の方からご回答をいただきました。以上でございます。</p>
川野委員	<p>ありがとうございます。</p>
平口会長	<p>以上、報告申し上げましたとおりでよろしゅうございますか。</p>
< 委 員 >	<p>はい。</p>
平口会長	<p>ご承認いただけたものといたしまして、報告済みという形にさせていただきます。 以上をもちまして、議事を全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>
前田班員	<p>大変長時間にわたりまして、ご協議をいただき誠にありがとうございました。 また、第7回協議会は、10月15日によろしく願いいたします。 それと、事務局より連絡をさせていただきます。事務局より通知させていただいております委員報酬の支払口座の申出書に</p>

平 口 会 長 閉 会	ついて、お帰りの際に後ろの箱の中に入れてくださるよう、よろしく願いいたします。本日、お持ちでない方につきましては、後日、協議会事務局または各町の合併準備室の方へ提出してくださるようお願いいたします。 それでは、以上をもちまして第6回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会を閉会いたします。 どうもありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。
--------------------	--

以上、第6回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成13年10月 2日

委 員 濱 谷 一 眞

委 員 浜 西 浩 仁